

どのような支援があるの？

こどもの育ちの支援 (通所系・訪問系)	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス(就学中) 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	児童福祉法による支援
こどもの育ちの支援 (入所系)	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	
地域で安心して暮らす ための相談支援	障害児相談支援	

+

日常生活を送る上での 身の回りの支援 (訪問系)	居宅介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援(岡山県内に事業所はありません。)	障害者総合支援法による支援
短期間、夜間も含めた 支援(ショートステイ)	短期入所	
地域で安心して暮らす ための相談支援	計画相談支援	
市町村ごとに、地域の实情にあわせて実施する事業	地域生活支援事業	

+

各支援の内容については11～17ページの「各支援の内容」をご確認ください。

こどもたちへの支援制度のポイント

15歳以上のお子さんで、児童相談所又は精神保健福祉センター※が18歳以上の方が利用できる障害福祉サービスの利用が適当と認めた場合、以下のサービスを利用できる場合があります(特例)。

※精神保健福祉センター＝精神障害(発達障害を含みます。)

児童相談所＝精神障害(発達障害を含みます。)以外
身体障害の場合、身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。

≪15歳以上のこどもたちが特例で利用できる障害福祉サービス≫

訪問系	重度訪問介護	障害者総合支援法による支援
日中活動系	療養介護 生活介護	
施設系	施設入所支援	
居住支援系	自立生活援助 共同生活援助(グループホーム)	
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練/生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型＝雇用型/B型) 就労定着支援	
相談支援	地域移行支援 地域定着支援	

各サービスの内容については11～17ページの「各支援の内容」をご確認ください。